

健保だより

2019

春号
No.80

2019年度予算が
決まりました
みんなの健康が健保財政の基盤です

P2・3

- ・2019年度 介護保険料率を引上げ
- ・あんま・はり・きゅうにかかったとき…
療養費が「受領委任」に
- ・喫煙対策補助事業 被扶養者も対象に

P4

被保険者の特定保健指導の
「積極的支援」を実施します!

P5

ちゃんと知ってる? “健康保険”あれこれ
自動車事故に遭ったとき

P6

健康診断を進んで受けましょう!

ご家族が被扶養者でなくなったら
健保組合にすみやかに届出を!

P7

UACJ健康保険組合の
ホームページに今すぐアクセス!

P8

健保組合の財政状況

2019年度の予算は、収入の基盤となる保険料収入が36億円(2018年度予算比103%)となった一方で、支出面では高齢者納付金や医療費に伴う保険給付費等が増加傾向にあることから、実質の経常収支では**2億900万円のマイナス予算**となりました。

また、介護保険についても総報酬割が導入(2017年8月)

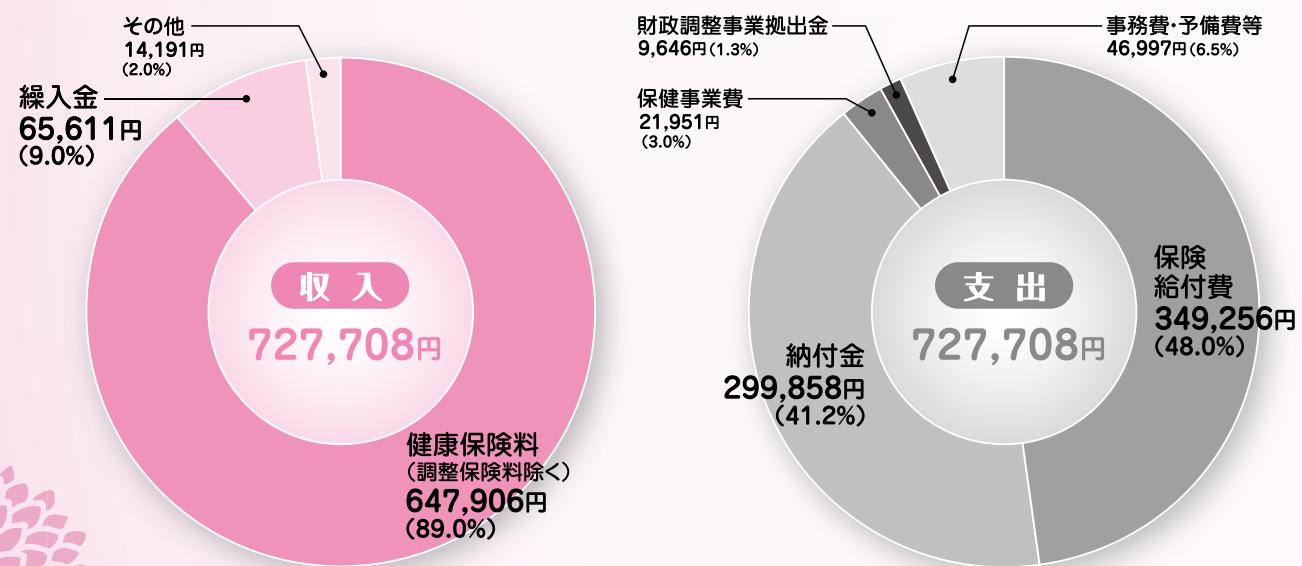
されたことにより、納付金が増加し実質の経常収支では3,800万円のマイナス予算となりました。

今後も、健保組合はみなさんの健康管理・健康づくりをサポートして医療費抑制に取り組み、より効率的な事業運営に努めていくことが必要になります。みなさんのご協力をよろしくお願ひいたします。

「納付金」
って
どんなもの?

健保組合は、保険料収入の約5割を65～74歳の医療費となる「前期高齢者納付金」、75歳以上の医療費となる「後期高齢者支援金」として、国へ拠出しています。そのうち、後期高齢者支援金は、当初は加入する人数に応じて負担をしていましたが、2017年度からは各健保組合の総報酬額に応じて負担するしくみが導入されました。これを「総報酬割」といい、当該保険者の〔標準報酬総額×概算拠出率〕で計算されるため、総じて所得レベルの高い単一健保は国へ納める納付金の負担が増える傾向があります。この結果、当健保組合の負担も増加しています。

2019年度の健康保険予算を被保険者1人あたりでみると (%)は総額に対する比率



介護保険予算概要

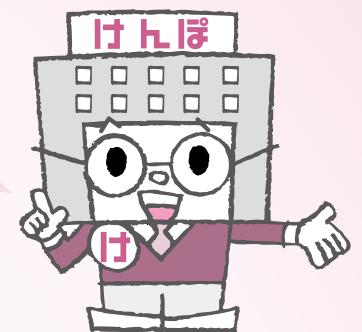
[保険料率は13/1000⇒14.6/1000に引き上げ (詳細はP4をご覧ください)]

収入		
科目	予算額(千円)	被保険者1人あたり(円)
介護保険料	347,836	113,933
総入金	38,311	12,549
雑収入等	3	—
合計	386,150	126,482

支出		
科目	予算額(千円)	被保険者1人あたり(円)
介護納付金	386,000	126,433
介護保険料還付金	150	49
合計	386,150	126,482

介護保険制度は、40歳以上65歳未満が被保険者となる強制加入の公的な社会保険です。

去る2月8日に開催された第191回組合会において、2019年度の予算が承認されましたので、その概要をお知らせします。



2019年度 予算の ポイント

- 健康保険料率は96/1000のまま据え置き
- 高齢者納付金は昨年度より微減 (17億1,000万円→16億7,000万円)
- 保険給付費は増加傾向にあるため、前年度予算より4%増
- 保健事業の強化(被保険者の特定保健指導の対象人数の拡大)により医療費の軽減をはかる

健康保険予算概要

収 入		支 出	
科 目	予 算 額(千円)	科 目	予 算 額(千円)
健康保険料	3,612,725	保険給付費	1,947,450
国庫負担金	803	法定給付費	1,859,550
調整保険料	53,785	付加給付費	87,900
総入金	365,849	納付金	1,672,010
財政調整事業交付金	16,001	前期高齢者納付金	790,000
雑収入等	8,535	後期高齢者支援金	870,000
合 計	4,057,698	病床転換支援金	10
		退職者給付拠出金	12,000
		保健事業費	122,400
		財政調整事業拠出金	53,785
		事務費	86,270
		還付金	310
		營繕費	12,900
		連合会費	2,200
		雑支出	373
		予備費	160,000
		合 計	4,057,698

健康保険予算編成の 基礎となった数値

- 被保険者数……………5,576人
- 被扶養者数……………6,264人
- 保険料率……………96/1000
(うち特定保険料率 43.782/1000)
- 平均年齢……………42.10歳
- 扶養率……………1.12人

※被保険者1人あたりの予算はP3グラフをご覧ください。

被保険者の特定保健指導の「積極的支援」を実施します!

— 対象となった方は必ずご参加ください —

当健保組合では、特定健診の結果からメタボリックシンドロームやその予備群と判断された人に対し、**特定保健指導(「動機づけ支援」)**を実施しています。特定保健指導を実施して3年目となります。この間、動機づけ支援の対象者がいない工場や一部の事業所において対象となった方の参加率は低い状況が続いています。

このような状況を解消すべく、2019年度より「動機づけ支援」を基本としつつ、「積極的支援」にも取り組んでいきます。

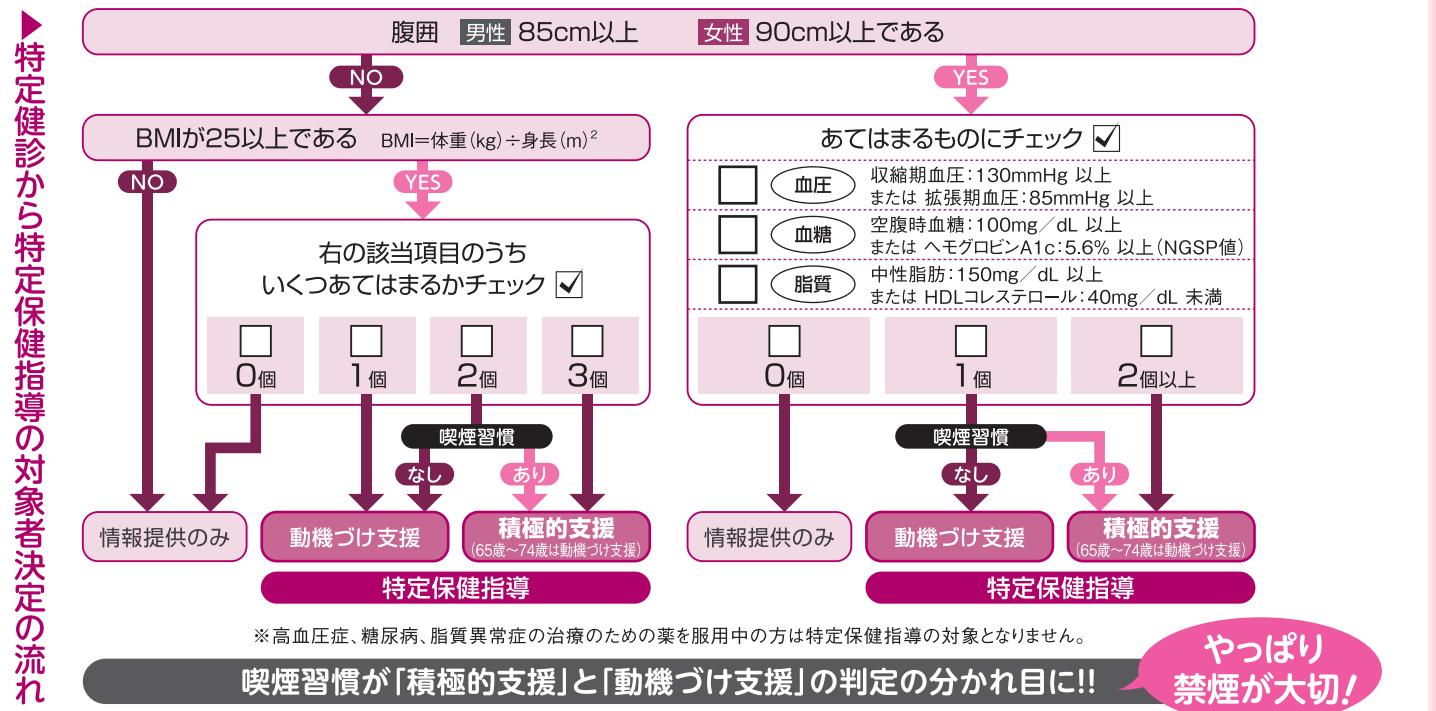
● 特定保健指導ってなに?

対象者のみなさんとのライフスタイルなどに合わせて、生活習慣の改善ができるよう、医師や保健師、管理栄養士などの専門家がサポートします。

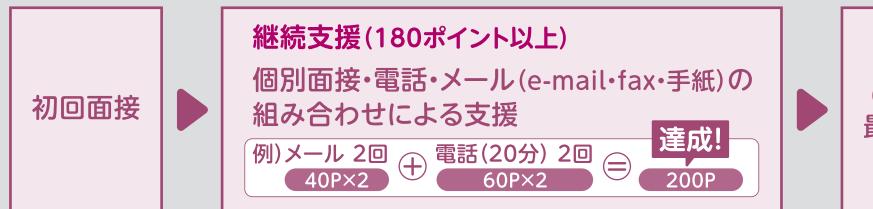
● 健保組合にペナルティがあるってホント?

特定健診・特定保健指導は、糖尿病等を予防し、医療費の伸びを抑えるための国全体の取組みです。40歳以上の加入者に実施することは、健保組合の「法定義務」です。

2018年度から、特定健診・特定保健指導の実施率が低い健保組合には、「後期高齢者支援金【P2をご覧ください】の加算(ペナルティ)が課される一方、実施率が高く、予防・健康づくりに取り組んでいる健保組合には支援金が減算される仕組みが始まっています。



積極的支援 の流れ



動機づけ支援 の流れ



2019年度

介護保険料率を引き上げさせていただきました

「健保だより 2018年秋号」にて、「介護保険料の見通し」として、介護保険料率について慎重に精査し対応していく旨をお伝えしました。去る2019年2月8日の第191回組合会において、2019年度の介護保険料率が下記の通り、全会一致で決定されました。何卒ご理解とご協力をお願いします。

2018年度まで

「一般勘定と同様に毎年変動させることなく、中長期的に安定した介護保険料率で設定」



2019年度から

「毎年必要な分だけの介護保険料率を見直して徴収」

介護保険料率	2018年度まで	2019年度から	引上げ幅
事業主負担分	6.5/1000	7.3/1000	0.8/1000
被保険者負担分	6.5/1000	7.3/1000	0.8/1000
合計	13.0/1000	14.6/1000	1.6/1000

2019年
3月分保険料
(4月分給与控除)
から適用

あんま・はり・きゅうにかかったとき… 療養費が「受領委任」となります



これまで「はり師・きゅう師等」の療養費不正が発生しているため、今搬、厚生労働省より不正対策として、**代理受領**(当事者間{受療者と施術者}の契約:本人が窓口で自己負担分のみを支払い、施術者が健保組合に残りを請求する仕組み)が廃止され新たに、地方厚生局と契約・協定を行い**受領委任**(支払方法は「代理受領」と同様)を導入することとなりました。

療養費については、健康保険法第87条により、**償還払い**(本人が窓口でいったん全額を支払い、その後、本人の

申請により、健保組合が残りを支払う仕組み)が原則です。当健保組合では、みなさんの利便性を考慮し、「償還払い」ではなく、6月1日より「受領委任」へ移行することとしました。なお、支払う仕組みのイメージ図については、当健保組合のホームページの「はり・きゅう・あんま等の施術を受けたとき」をクリックしてご参照ください。

結果的に、みなさんの支払方法は変更ありません

禁煙補助薬「チャンピックス」を利用してラクラク禁煙!

喫煙対策補助事業 被扶養者も対象となります

喫煙対策補助事業は、2017年10月より禁煙を希望される方を対象にスタートしました。本年で3年目の取組みとなります。これまでチャレンジしていただいた方は多くありませんでした。(2018年度では3名がチャレンジ)

夫婦そろって禁煙にチャレンジできれば、二人三脚でお互いが励まし合いながら頑張るので、被扶養者

にも拡大してほしいなどの声をいただいておりましたので、これらの意見を反映すべく、第191回組合会にて、「被扶養者の方も補助金の対象」とすることを決定しました。

ぜひご利用いただき、ご自身の健康の維持・増進につなげていただきますようお願いします。



チャンピックス(禁煙補助薬)を
利用した禁煙外来

補助金額 自己負担の半額を補助(上限は10,000円)

場所 最寄りの医療機関検索サイト <http://sugu-kinen.jp/search>

健康診断を進んで受けましょう!

奥様や40歳以上の被扶養者の方、任意継続被保険者になられた方はご自身で健康診断のお申込みが必要です。

巡回主婦健診 無料です

例年どおり、民間の代行機関である「あまの創健」に委託し、実施していきます。最寄りの健診会場で、複数の候補日から選択できます。

- 対象者
- ・被保険者(女性)
 - ・被扶養配偶者(女性)
 - ・任意継続被保険者(女性)
 - ・40歳以上の被扶養者(母・姉・妹などの女性)
 - ・40歳以上の任意継続被扶養者(母・姉・妹などの女性)

人間ドック

最寄りの医療機関やかかりつけの病院で、「人間ドック」を受診していただくと、**健保補助25,000円を上限に消費税別の7割分**を補助します。

〈任意継続被保険者男性の方も利用できます〉

ご家族が被扶養者でなくなったら 健保組合にすみやかに届出を!

みなさまから毎月納めていただいている保険料の一部は、みなさま自身の医療費の給付などに使われるほか、高齢者医療制度のために納付されています。

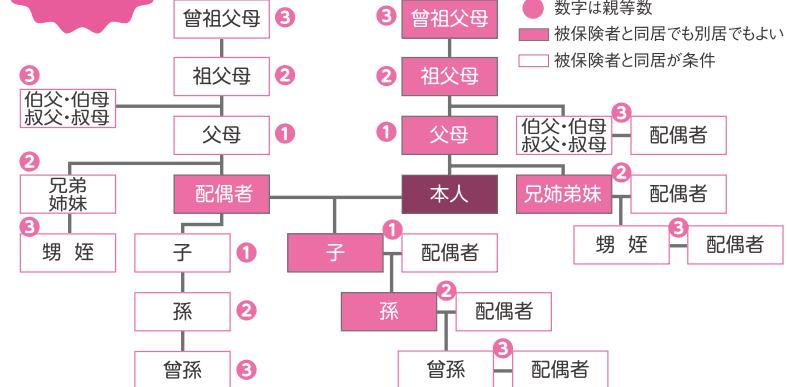
納付金の額を決める計算式には、被保険者だけでなく被扶養者の人数も組み込まれています。**被扶養者資格のない人を認定したままにしてしまうと、その分だけ健保組合が国に支払う納付金は増加することになるのです。**



が
大きく影響!

もう一度確認!

被扶養者として認められる範囲



こんなときはすみやかに保険証の返却と「健康保険被扶養者異動届(減)」の提出を!

- 就職、パート・アルバイト等で、勤務先の健康保険の被保険者になった
- 子どもが結婚し、配偶者の被扶養者になった
- 年間収入が130万円(60歳以上または障害がある場合は180万円)以上となった
- 家族が死亡した
- 親が75歳になった
- 仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入を下回った

ちゃんと知ってる?
“健康保険”あれこれ

自動車事故に遭ったとき



自動車事故など第三者(他人)の行為によりケガをして、保険証を使って受診したときは、すみやかに健保組合へ届け出てください。

こんな誤解をしていませんか?

- ①自動車事故に遭った…
警察と保険会社に連絡すればいいよね?
- ②事故に遭って病院へ…
健康保険は使えないの?
- ③示談が成立…
健康保険で治療は受けられるよね?

本当は…

- ①自動車事故に遭ったときは、健保組合へ届出が必要です!
- ②健康保険で治療を受けられます。健保組合が費用を加害者に請求します!
- ③内容によっては健康保険が使えない場合も。示談前に健保組合に連絡してください!

Q&A



Q 事故に遭ったとき、どんな届出が必要なの?

- A ●まず警察へ連絡してください。
●相手の氏名や連絡先などを聞いて、なるべく早く下記書類を健保組合に提出してください。すぐに書類を提出できないときは、電話などでご連絡ください。
- 必要書類
・第三者行為による傷病届
・事故発生状況報告書
・同意書
・念書
・交通事故証明書

Q どうして、健保組合へ届出が必要なの?

- A 第三者行為による傷病の治療費は、本来は加害者が負担すべきものです。被害者が健康保険を使って治療を受けるときは、健保組合が治療費を一時的に立替えることになるため、後日、加害者にその費用を請求します。
- 健保組合へ届出がないと、健保組合は加害者に費用を請求することができませんので、必ず届出をしてください。

Q 示談するときに気をつけることは?

- A 当事者同士で話合って、事故の補償などについて決めることを示談といいます。
- 示談の内容によっては、健康保険を使えないこともあります。事前に健保組合に相談し、自己判断で安易に示談しないようにしてください。

こんなケースが
「第三者行為」に
該当します!

- ・自動車や自転車などによる交通事故
- ・他人のペットなどにかまれたとき
- ・スキーやスノーボードなどの衝突事故
- ・外食や買ったものを食べて食中毒になったとき
- ・ケンカなど暴力行為を受けたとき



UACJ健康保険組合のホームページに今すぐアクセス!

UACJ健康保険組合

検索

または <http://www.uacj-kenpo.or.jp>

- ・「健保だより」バックナンバー
- ・データヘルス計画について
- ・保健事業のご案内
- ・健診や人間ドック、禁煙外来のご案内 など

パスワード入力のため保険証のご用意を!! 記載されている8ヶタの「保険者番号」を入力します。



The screenshot shows the homepage of the UACJ Health Insurance Society. At the top, there's a navigation bar with links for '健保のしくみ' (Health Insurance System), '健保の給付' (Health Insurance Benefits), '保健事業' (Healthcare Services), and '各種手続き' (Various Procedures). A search bar is located at the top right. Below the navigation, there's a main banner with the text 'みんなまとご家族の健康と笑顔を支えます' (We support the health and smile of everyone and their family) and a photo of a family. To the right of the banner is an orange callout box with the text '体系的に知りたいときはこちらから' (For those who want to know systematically, click here). On the left, there's a green callout box with the text '保険証をなくしてしまった…どうしたらいいの?' (What do I do if I lose my insurance card?). In the center, another green callout box says '結婚するんだけど、どんな手続きがいるの?' (What procedures are required for marriage?). On the right, a green callout box asks 'オトクな保養所に泊まりたい!' (I want to stay at a discount resort!). At the bottom, there's a red callout box with the text 'あんま・はり・きゅうは健康保険が使えるの?' (Can anma, hara, and kiyuu be treated with health insurance?) and a pink button labeled 'ダウンロード 申請書' (Download Application Form). There are also sections for '交通事故' (Traffic Accidents) and '医療費が高額に' (High medical expenses).

= みなさまのすこやかな生活のために、ぜひご活用ください! =

- ◆ ご家庭のパソコンやスマホから、情報をいつでもチェックできます。
- ◆ 手続きが必要な場合は、申請用紙をダウンロードし、記入例を見ながらカンタンに書類が作成できます。
- ◆ 「健保だより」のバックナンバーを読むことができます。